

## 今後の取引条件の改善対策について

平成 28 年 8 月 19 日  
中 小 企 業 庁

## 1. 対応の方向性

以下の各措置（及び公正取引委員会・他府省の主導で進められる措置）により、型の管理の適正化、手形支払の改善はもとより、原価低減活動の適正化、社内マニュアルの整備、サプライチェーン全体の取引適正化等の主要課題について、適正化に向けた取組の具体化と浸透を図る。

## (1)実態把握

これまで	① 大規模な書面調査（大企業 1 万 6 千社、中小企業約 1 万社を対象）、立場の弱い下請事業者に対するヒアリング（製造業等では 191 社以上）、100 社弱の大企業ヒアリングを実施。
今後	② 機械製造業、繊維製造業、食品加工業等の業種について、保秘に留意しつつ、まず、下請中小企業へのヒアリングを行うとともに、その結果を踏まえて、大企業ヒアリングの実施についても検討。

## (2)普及啓発

これまで	① <u>取引上の問題点を分かりやすく示した事例集、価格交渉ノウハウハンドブック</u> を作成し、周知。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済団体（経団連、日商、中央会、業種団体等）</li> <li>・ 大企業ヒアリングでの周知（6 月以降）</li> <li>・ 全国の中小企業支援機関等（約 3 万部）</li> <li>・ セミナーの開催（年度内に 200 回開催予定）</li> <li>・ 中小企業への個別相談</li> </ul> ② 新聞広告を実施。
今後	③ 今後も、様々な機会を捉え、事例集、ハンドブックの一層の普及・啓発。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下請代金法等の講習会（年間 500 回、延べ 1 万人の調達担当者等が参加）</li> <li>・ 下請月間における<u>取引適正化の要請文書</u>（親事業者へ約 20 万通）</li> <li>・ <u>下請代金法の書面調査</u>（下請事業者へ約 20 万通）</li> </ul> ④ 積極的な情報発信、取材対応による、 <u>新聞等での掲載機会</u> の増大。

### (3)法令の運用強化

これまで	<p>① 例年、下請代金法に基づき、書面調査を実施（親事業者、下請事業者合わせて約 24 万通）。 28 年度は、これまでのヒアリング結果を踏まえて、<u>金型、知的財産、原価低減要請等の調査項目を充実</u>した上で、親事業者への調査を発送済み。</p> <p>② 例年、下請代金法に基づく<u>立入検査、改善指導</u>を実施（年間 1,000 件程度）。</p> <p>③ 16 業種の下請ガイドラインを策定し、必要に応じて改定。また、下請中小企業振興法・振興基準に基づき、例年、業界団体を通じて取引条件改善等を要請（27 年度は 864 団体）。</p>
今後	<p>④ 親事業者に対する調査の回答を踏まえた下請事業者への書面調査の実施。</p> <p>⑤ 例年の立入検査に加え、対象企業や検査項目の面で重点化を図った特別な立入検査の実施。【28 年度内着手】</p> <p>⑥ <u>下請代金法の運用基準等における違反事例の充実</u>に向けて、これまでの調査やヒアリングを踏まえ、公正取引委員会に対して積極的に情報提供。</p> <p>⑦ これまでに明らかになった型、手形支払、原価低減要請、サプライチェーン等の課題を踏まえ、<u>平成 28 年度内を目処に、下請ガイドラインの改訂</u>を実施。 <u>下請中小企業振興法・振興基準についても、必要な見直し。</u></p>

## 2. 合理的な価格決定（原価低減活動、労務費の扱い等）【重点事項 1】

### (1) 基本的考え方

- ① 取引対価は、取引数量、納期、品質等の条件、材料費、労務費等の費用を考慮して、合理的な算定方法に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、双方が協議をして決定するもの。合理性のない価格決定を事実上押しつけることがあってはならない。
- ② 実際にコスト削減効果をもたらす原価低減活動は、競争力強化や利益の改善につながるものであり、その成果は、親事業者、下請事業者それぞれの貢献度に応じて分配されるべき。

## (2) 課題

- ① 過去には一律的な原価低減要請が行われていた例もある。不当な原価低減要請は行わないことを、調達担当者の現場レベルまで、あるいはサプライチェーン全体に、浸透・徹底していくことが必要。
- ② 原材料やエネルギーコストの上昇については、価格転嫁について一定のルールが確立されている事業者も多い。一方、労務費の上昇の影響については、「相談があれば協議する」とはするものの、具体的な協議の仕組みや慣行が確立されていない事業者が多い。

## (3) 対応の方向性

- ① 下請代金法の運用基準等に、合理性のない原価低減要請に該当する法令違反事例を追加する。【公正取引委員会に提案】
- ② 下請代金法に基づく立入検査で重点的に確認する。【年度内】
- ③ 価格決定の協議に当たっての原価低減要請や労務費上昇の影響に関する留意点について、振興基準や下請ガイドラインの記述を充実する。【年度内】
- ④ 業界単位での取組を検討する。【年度内】

## 3. 型（金型、木型等）の管理の適正化【重点事項2】

### (1) 現状

- ① 量産終了後の型を長期に保管し、その費用が十分に回収できないことが、下請事業者の負担となっている。
- ② 型が適正に管理されないことで、サプライチェーン全体でのコストが押し上げられている可能性がある。

### (2) 課題

- ① 量産終了後の型について、型の所有権、保管費用の負担、保管義務が生じる期間、返却や廃棄の申請や回答の手続き等についての取り決めの明確化が必要。
- ② 管理の適正化に向けた、最終製品メーカーから部品供給者まで、サプライチェーン全体での取組の強化が必要。

### (3) 対応の方向性

#### ① 下請代金法の運用基準等に、金型に関する法令違反事例を追加する。【公正取引委員会に提案】

＜参考1＞業種別下請ガイドラインに記載された違反事例

- ・発注者が受注者に対して、長期にわたり使用されない型を無償で保管、管理させている。
- ・当初想定していない保管に伴うメンテナンス等を受注者に行わせている。
- ・受注者からの型の廃棄申請に明確な応諾をしない。

#### ② 下請代金法に基づく立入検査で重点的に確認する。【年度内】

#### ③ 型に関する留意事項について、振興基準や下請ガイドラインの記述を充実する。【年度内】

#### ④ 業界単位での取組を検討する。【年度内】

## 4. 手形支払の改善【重点事項3】

### (1) 現状

#### ① 下請代金法において、下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者から給付を受領した日から起算して60日の期間内において、かつ出来る限り短い期間内に定められなければならない、とされている。

現金払いが原則であるが、この期間内に手形（割引困難手形を除く。）を交付することが認められていることから、下請代金法は支払期日までに確実に現金化できる手段による支払を許容していると考えられる。

＜参考2＞下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年六月一日法律第二十号）

（下請代金の支払期日）

第二条の二 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。次項において同じ。）から起算して、六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

二 下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。

- ② 他方、手形や電子記録債権、一括決済方式（ファクタリング）などは現金化が可能な手法であるが、割引料その他現金化に係るコストが生じる。多くの場合には、下請事業者がそのコストを負担しているものと考えられる。
- ③ 一般に、親事業者の方が企業信用が高く、また取引先金融機関の資金調達コストが低いため、資金調達や現金化に係るコストが低くなる傾向にある。このため、現金化コストを親事業者負担とすることで、サプライチェーン全体のコスト低下につながる可能性がある。
- ④ なお、手形の利用は印紙税や管理コストの削減の観点から年々減少しており、現金払い、一括決済方式（ファクタリング）、電子記録債権の利用へ移行する傾向にある。支払方法の変更は、親事業者の事情、申し出によることが通常である。

## (2) 課題

- ① 大企業ヒアリングでは、現金払いの比率が 50% 以下、なかには 0% という例も確認されており、現金払いを進める必要がある。
- ② 中小企業は原材料等の仕入れを現金で行っていても、親事業者からの支払は手形で行われているケースもあり、資金繰りに苦慮している事例もある。
- ③ 親事業者である中小企業者が手形支払をしている場合もある。

## (3) 対応の方向性

- ① 現金払いを基本とし、支払手段によって下請事業者が受け取る実質的な下請代金に差が生じないように、現金化にかかるコスト（割引手数料等）の負担について、双方で十分に協議することを促す方策を検討する。【年度内】
- ② 手形の実情をさらに調査しつつ、割引困難手形の扱いを含め、制度的な手当の在り方を検討する。【年度内】
- ③ 業界単位での取組を検討する。【年度内】